債券税制の見直しに伴う利付債券等の経過利子の 計算方法を変更するための業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

		(ページ)
1.	業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	受託契約準則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新 旧

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率に乗じて得た額(以下「利子」という。)を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日以後最初に到来する利払い期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。

(利子の日割計算)

- 第27条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率に乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条 の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉 徴収が行われない債券の売買については、経過 利子の計算にあたって、利子から税額相当額と して本所が定める額を差し引かないものとす る。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新

(利子の日割計算)

第11条 利付債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日以後最初に到来する利払い期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。

(利子の日割計算)

- 第11条 利付債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引施行令(昭和40年政令第321号)第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	ΙĦ
第20条 <u>(削除)</u>	(経過利子の計算において差し引く税額相当額) 第20条 規程第27条に規定する税額相当額と して本所が定める額は、利子に100分の2 0.315を乗じて算出した額(円位未満切り
付 則	<u>捨て)とする。</u>
この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日以後最初に到来する利払い期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。	

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

(代用有価証券の種類及び代用価格)

第4条 (略)

 $(1) \sim (11)$ (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に 従い、当該各号に定めるところによる。

新

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

金融商品取引所(複数の金融商品取引所に 上場している銘柄については、本所が定める 順位により選択した金融商品取引所)におけ る最終価格(当該取引所において気配表示が 行われている場合は当該最終気配値段)

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他 やむを得ない事由により、平成27年10月1 3日に施行することが適当でないと本所が認め る場合には、同日以後の本所が定める日から施 行する。

(代用有価証券の種類及び代用価格)

第4条 (略)

 $(1) \sim (11)$ (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に 従い、当該各号に定めるところによる。

 \Box

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

金融商品取引所(複数の金融商品取引所に 上場している銘柄については、本所が定める 順位により選択した金融商品取引所)におけ る最終価格(当該取引所において気配表示が 行われている場合は当該最終気配値段<u>。ただ</u> し、株券については、円位未満の端数金額を 切り捨てる。)

(2) • (3) (略)

3 (略)